

# 伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金

## 奨学金等返還支援金とは

大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業した方が、伊賀市に定住し正規雇用として伊賀市内又は定住自立圏域内の企業に雇用された場合、その奨学金返還に対し、年間返還額の2分の1(年間上限20万円)を5年間の最大100万円支援します。

## 対象者

### 下記要件をすべて満たす方

- 令和5年4月1日以降に伊賀市内又は定住自立圏域内(笠置町、南山城村、山添村)の企業等に就職された人
- 奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している人
- 35歳以下の人
- 申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある人
- 市税の滞納がないこと
- 国家公務員及び地方公務員でないこと

(※)大学等とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校(専門課程又は高等課程に限る。)、高等学校及び特別支援学校(高等部に限る。)をいいます。

## 対象となる奨学金

- ◆(独)日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金

◆学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの。

## 補助金額

◆年間上限 20 万円×最大 5 年間(最大 100 万円)

申請する年の前年 1 月から 12 月までの間に返還した奨学金の額の 2 分の 1 に相当する額とし、年間 20 万円を上限とする。

※他団体からも返還支援を受けている場合は、返還した奨学金の額の 4 分の 3 を上限とします。

## 必要書類

□奨学金等返還支援金交付申請書 ([様式はこちら](#))(別ウインドウで開く)

□奨学金等の貸与を証する書類の写し

□奨学金等の返済計画の全体を確認できる書類の写し

□交付対象奨学金等の返済額を証する書類の写し

□在職証明書(雇用先で作成) ([様式はこちら](#))(別ウインドウで開く)

□大学等を卒業したことを証する書類

※他団体から返還支援を受けている場合は、その返還支援金の額が確認できる書類が必要です。(別途、ご相談ください)

### 申請書

- [奨学金等返還支援金交付申請書 \(PDF 形式、93.64KB\)](#)
- [在職証明書 \(PDF 形式、255.25KB\)](#)

## 申請期間

◆申請期間 1 月から 2 月末日

## 注意事項

- ◆申請期間を過ぎた場合は、受付できません。
- ◆毎年度申請が必要です。

◆各種証明書について、発行にかかる手数料は申請者でご負担ください。

### 〈補助金額計算例〉

---

#### 〈例 1〉年間返済額 60 万円の場合

---

○他団体からの返還支援なし

〈式〉60 万円×2 分の 1=30 万円（上限 20 万円）

**補助金額 20 万円**

○他団体からの返還支援が年間 20 万円（他団体からの支援がある場合、上限が年間返済額の 4 分の 3）

〈式〉60 万円×4 分の 3=45 万円（上限 45 万円にアップ）

45 万円－20 万円=25 万円（上限 20 万円）

**補助金額 20 万円**

#### 〈例 2〉年間返済額 48 万円の場合

○他団体からの返還支援なし

〈式〉48 万円×2 分の 1=24 万円（上限 20 万円）

**補助金額 20 万円**

○他団体からの返還支援が年間 20 万円（他団体からの支援がある場合、上限が年間返済額の 4 分の 3）

〈式〉48 万円×4 分の 3=36 万円（上限 36 万円にアップ）

36 万円－20 万円=16 万円

**補助金額 16 万円**

#### 〈例 3〉年間返済額 36 万円の場合

---

○他団体からの返還支援なし

〈式〉36 万円×2 分の 1=18 万円

**補助金額 18 万円**

○他団体からの返還支援が年間 20 万円（他団体からの支援がある場合、上限が年間返済額の 4 分の 3）

〈式〉 $36 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 27 \text{ 万円}$ （上限 27 万円にアップ）

$27 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円}$ （他団体からの支援） $= 7 \text{ 万円}$

**補助金額 7 万円**

#### 提出・お問い合わせ先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市役所企画振興部地域創生課 移住定住係

TEL: 0595-22-9680

FAX: 0595-22-9672

E-mail: [chisou@city.iga.lg.jp](mailto:chisou@city.iga.lg.jp)

年 月 日

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付申請書

伊賀市長 様

(申請者)

住 所.....

氏 名.....

生年月日.....

電話番号.....

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり添付書類を添えて支援金の交付を申請します。また、支援金の交付に際し、市税の滞納の有無並びに住民情報について調査されることに同意します。

記

<p>1. 奨学金等の種類</p>	<p><input type="checkbox"/>日本学生支援機構第一種及び第二種奨学金  <input type="checkbox"/>都道府県及び都道府県教育委員会が貸与する奨学金  <input type="checkbox"/>社会福祉協議会が貸与する奨学金  <input type="checkbox"/>その他市長が認める奨学金（ ）</p>
<p>2. 支援金算定対象期間</p>	<p>年 月 ～ 年 月</p>
<p>3. 支援金の支給対象となる奨学金等の返還額</p>	<p>※支援金算定対象期間中に 円 返還した額</p>
<p>4. 勤務先の名称及び所在地</p>	<p>(名 称) (所在地)</p>
<p>5. 支給要件</p>	<p>以下の要件を全て満たさなければ、支援金を受給できないことに同意します。  <input type="checkbox"/>伊賀市の住民基本台帳に記録され、5年以上継続して伊賀市に定住する意思を有すること。  <input type="checkbox"/>申請者が国家公務員及び地方公務員ではないこと。  <input type="checkbox"/>申請者が暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。  <input type="checkbox"/>市税を滞納していないこと。</p>

※裏面も必ずご確認ください

**【添付書類】**

- 奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- 奨学金の返済計画の全体を確認することができる書類の写し
- 申請を行う日が属する年の前年中における奨学金の返済額を証する書類の写し
- 在職証明書（様式第2号）
- 大学等を卒業したことを証する書類
- その他市長が必要と認める書類





# 伊賀市

## 奨学金の返還を 支援します

不動の横綱  
伊賀牛

伊賀流補助の巻

### 【補助金額】

年間上限20万円×5年間  
(最大100万円)

### 【対象者】 次の①～⑥の条件を全て満たす方

- ①令和5年4月1日以降に伊賀市内又は定住自立圏域内（笠置町、南山城村、山添村）の企業等に就職された人
- ②奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している人
- ③35歳以下の人
- ④申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある人
- ⑤市税の滞納がないこと
- ⑥国家公務員及び地方公務員でないこと



### 【奨学金等返還支援金とは】

大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業した方が、伊賀市に定住し正規雇用として伊賀市内又は定住自立圏域内の企業等に雇用された場合、その奨学金返還に対し、年間返還額の2分の1（年間上限20万円）を5年間（60ヶ月）支援します。

### 【対象となる奨学金】

- ・（独）日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金
- ・学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの

### 【申請から交付の流れ】



- ・ **毎年度申請が必要です。**
- ・ 1年目は採用日～12月分が交付対象になります。  
2年目以降は前年（1月～12月分）が交付対象になります。
- ・ 他団体からも奨学金返還支援を受ける場合はご相談ください。

### 【申請に必要な書類】

- 奨学金等返還支援金交付申請書（伊賀市ホームページに様式記載）
- 奨学金等の貸与を証する書類の写し
- 奨学金等の返済計画の全体を確認できる書類の写し
- 交付対象奨学金等の返済額を証する書類の写し
- 在職証明書（伊賀市ホームページに様式記載）
- 大学等を卒業したことを証する書類

### 【申請方法】

**1月～2月末**までに申請書類を提出してください。（※郵送可）  
※期間を過ぎた場合は受付できません。

### 【提出・問い合わせ先】

伊賀市 企画振興部 地域創生課移住定住係

TEL：0595-22-9680 E-mail：chisou@city.iga.lg.jp  
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地